

三者であるJ社のため
に回収した金額のため
取引価格から除外する
こととなる(会計基準
案44項)。同時に、I
社はJ社に対してポイ
ント付与の旨を連絡し
ていることから、売上
高より控除した1円は
J社に対する未払金と
して認識することとな
る。J社ポイント付与
時は、図表7のような
会計処理となる。

(図表7) J社ポイント付与時の会計処理 (単位: 円)

(借)現金預金	100	(貸)売上高	99
		未払金	1

前記で認識した未払
金は、I社からJ社に
対するポイント相当額
の支払時に、図表8の
ような会計処理を行う。

(2) 代替的な取扱
い

適用指針案において、
本ケースのような他社
のポイントプログラム
に適用する代替的な取
扱いは定められていない。

(図表8) I社からJ社へのポイント相当額支払時の
会計処理 (単位: 円)

(借)未払金	1	(貸)現金預金	1
--------	---	---------	---

(3) 現行実務との相違

日本基準において、ポイント付与
について個別に定める規定は存在し

ていない。しかしながら、通常、本
ケースのような他社のポイント付与に
ついては、売上高の金額に影響させる
ことなく、1ポイントを1円として引
当金などとして負債を認識している
ケースが見受けられる。

ケース7
消費税

消費税の課税業者であるK社は、
顧客に商品Yを100千円で販売し
ている。商品Yの販売は、消費税の
課税取引に該当し、K社は、商品Y

を顧客に販売した時に100千円お
よび売上に係る消費税等(消費税と
地方消費税をあわせて8%とする)
を現金で顧客から受け取っている。

(1) 原則的な会計処理

売上に係る消費税等は、第三者で
ある国や都道府県に納付するもので
あり、第三者に支払うために顧客か
ら回収する金額に該当するため、対
価から控除し、取引価格には含まれ
ないこととなる(会計基準案44項)。
本ケースにおいて、K社が商品Y
を販売した時の会計処理は図表9の

とおりである。

(2) 現行実務との
相違

現行実務において
は、消費税等の会計処
理について、税抜処理
方式と税込処理方式の
双方が利用されている
ことから、税込処理方
式を利用してある場合
には、会計処理を変更
することが必要とな
る。

(図表9) K社が商品Yを販売した時の会計処理 (単位: 千円)

(借)現金預金	108	(貸)売上高	100
		仮受消費税等	8

V
医薬業界、テクノロジー業界等でみられる
ライセンス契約に関する
実務ポイント

PWCあらたな有限責任監査法人
公認会計士 吉岡 亨

医薬・ライフサイエンス業界やテ
クノロジー業界、エンタテインメン
ト業界などでは、自社で所有する特
許権や販売権等の知的財産権の使用
を第三者に許諾(ライセンス・アウ
ト)し、対価としてロイヤルティな
どを受け取る取引が多くみられる。

ライセンス契約の
性質

ライセンスとは、企業が所有する
知的財産に対して顧客の権利を設定
することであり、知的財産のライセ

ンスには、たとえば、特許権や商標
権のライセンス、動画、音楽等の著
作権のライセンス、ソフトウェアや
技術のライセンス、フランチャイズ、
などがある。

こうしたライセンスの供与は、単
独で提供される場合のほか、他の財